

〈史料紹介〉

京都東山・三嶋神社文書「妙見宮拝所普請中日次記」の紹介（上）

水谷 友紀

はじめに

本稿では、京都市東山区渋谷通（馬町通）上馬町に所在する三嶋神社に伝わる「妙見宮拝所普請中日次記」の全文を翻刻し紹介する（三嶋神社文書四〇六号、以下「妙見記」と略す。尚、本稿で引用する同神社文書は、以下、文書番号のみ表示する）。同神社には約二〇〇〇点の古文書及び祭具等が伝存する。それらの調査・研究成果は、二〇一九年十二月『京都東山・三嶋神社文書調査報告』として結実した。^①

詳細は同報告書を参照していただきたい。「妙見記」は同報告書では翻刻までに至らなかったが、その後の知見も得たので、ここに紹介する。

「妙見記」の形態は縦帳で、法量縦二五・〇cm、横一七・二cm、全九三丁から成る。表紙には「日次記」という原題があり、その右傍らに「妙見宮拝所普請中」と注記されている。左下には「馬町北辰堂」と記されている。内容の時期は、嘉永二年（一八四九）から明治五年（一八七二）にわたる。「妙見記」は既に東昇氏の論考で包括的に紹介され、普請関係記事の他、京都や大坂・中国地方、江戸・関東地方、甲信・尾張地方からの参詣者到来や寄進等、多彩な妙見信仰の伝播の

実態が明らかになった。^②さらに本史料を読み進めると、三嶋神社妙見宮の拝所普請に妙法院が深く関わっていたこと、また、幕末期の法華霊場とそれに付随する事業活動の構造が、おぼろげに浮かび上がってきた。「妙見記」には、いわば〈法華霊場事務所〉の記録という側面があったのだが、その内容は実に多岐にわたるため、本稿では三嶋神社妙見宮の来歴、妙見宮の祭祀権明確化、法華霊場としての妙見宮の三点に焦点を絞って若干の検討を試み、史料紹介としたい。

さて、享保二年（一七一七）頃成立の『京都御役所向大概覚書』によれば、近世、三嶋神社は上馬町・下馬町の氏神であったことがうかがえる。これらの町は近世妙法院領に属し、方広寺（大仏）を中心として大仏廻りと称した地域に含まれていた。^③梅田千尋氏が明らかにしたように、同神社文書からは、正徳元年（一七一）に友田左京が社司に就任したことが確認でき、以降、代々同家が相続してきた。その一方で、友田氏は門跡妙法院を運営する家臣団組織の一員という一面も合わせもっていた。^④今回紹介する「妙見記」にはこうした関係性が色濃く現れている。

「妙見記」の作成者は、その内容から友田重行と考えられる。ただ

し、彼は弘化三年（一八四六）に辞職し、弟の重保が三嶋神社神主職を相続している。⁽⁵⁾ ゆえに、嘉永二年に開始された妙見宮普請では、この重行が全般的な責任者の立場にあったと思われる。なお、『再撰花洛名勝図会』（元治元年刊・一八六四）の挿絵によれば、当時、妙見宮は三嶋神社境内の東北に鎮座していたことがうかがえる。⁽⁶⁾ 今回紹介するのは、この妙見宮の拝所普請の記録なのである。

一、三嶋神社妙見宮の来歴

一般に、妙見とは妙見菩薩のことで、北斗七星または北極星を神格化した菩薩をいう。妙見信仰は、平安時代以来、京都畿内に多く行われた。中世では千葉氏、大内氏ら地方の豪族により武家の守護神として帰依され、他面では馬匹の神として尊崇されたという。そして日蓮宗が妙見信仰をとり入れたことにより民間にも普及した。また、道教の鎮宅靈符神とも混淆習合して尊崇された。近世においては、星の信仰から海上安全の神、海上貿易を営む大商人の信仰するところから商業の神、さらに「妙見」という名から眼病平癒の神などとして、民衆に広く尊信されていった。⁽⁷⁾

現在、三嶋神社妙見宮は同神社摂社で、妙見神像（塑像）を本尊像とする。明治期の『神社明細帳』の記載によると、この妙見宮は、往古、「六條左女牛」に鎮座し、天正元年（一五七三）に三嶋神社内へ勧遷したという。⁽⁸⁾ 「六條左女牛」とは若宮八幡宮社を指し示している。若宮八幡宮社は現在三嶋神社にほぼ近い東山五条に所在しているが、もとは左女牛西洞院にあり、六条左女牛八幡、六条左女牛若宮などと呼ばれたという。創建は、天喜元年（一〇五三）、後冷泉天皇の勅願

によって源頼義が勧請したことに始まり、もと頼義が邸内に祀っていた八幡の若宮であったとされる。その後、足利將軍家からの帰依や大内氏からの寄進を受けるが、天正十一年（一五八三）、豊臣秀吉の社寺対策のため、方広寺の北へ移転するなどし、慶長十年（一六〇五）、現在地へ落ち着いたのであった。⁽⁹⁾

三嶋神社には現在、足利義詮御判御教書、大内義隆寄進状等、中世文書八通が伝存している。これらは元六条に所在した若宮八幡宮社に伝わった一部であったのが、若宮八幡宮社の移転とともに移動したと考えられる。萩原大輔氏は論考の中で、六条若宮八幡宮内の妙見は一四世紀半ばまでには祀られており、天文年間（一五三二―五五）に入ると、大内氏が六条妙見への保護を加え始めたことなどを指摘する。そして、この妙見が大内氏にとって京における妙見信仰の拠点の意味合いを持っていたと分析している。しかし右の一連の史料は、享保十三年（一七二八）までには若宮八幡宮社から分かれて伝来し、「妙見大明神」（〇―九号）のもとに残されていたとみられている。⁽¹⁰⁾ 一方、現存する妙見神像（塑像）の制作年代については、児島大輔氏が一六世紀半ばを一つの目安として提示し、造像に大内氏の関与を想定している。そしてこの三嶋神社中世文書の伝来を根拠にして、妙見神像は、元六条に所在した若宮八幡宮社内の妙見社に安置されていたもので、⁽¹¹⁾ 若宮八幡宮社とともに移転した末、現在に至ると考えられている。⁽¹¹⁾ 以上の見解をもとに、戦国時代までの来歴を整理すると、おおむね次のようになるうか。三嶋神社妙見神像と同神社の中世文書は、かつて若宮八幡宮社に所在したものである。若宮八幡宮社が三嶋神社の近くに移転した後に、神像・文書が三嶋神社に移動したと考えられる。

さて、『神社明細帳』には天正元年に遷座したと記載されていたが、次にその点を検討しておきたい。慶応四年（一八六八）に作成されたと思われる「北辰妙見大菩薩縁起」（作成者友田重行、四〇二号）という縁起には、「大仏殿御建立の時加藤清正此尊像を御殿内法華堂に納奉、妙法院宮御代々御信仰（朱字「あらせ給」カ）まして法華経御供養あらせの給ふ、しかるに諸人参拝なりかたきを歎かせ給ひ、宝暦年中当社三嶋明神境内に遷座なし給ふ」という記述がある。ここでは、方広寺大仏殿建立時、加藤清正が妙見神像を「御殿内法華堂」へ奉納し、妙法院門主が代々信仰して法華経供養をしてきたが、参詣人の参拝が難しいため、宝暦年中に三嶋神社境内に遷座したと編まれている。「法華堂」という建物は不明であるが、法住寺法華堂の可能性はないだろうか。このように、縁起では宝暦年中、先ほどの『神社明細帳』では天正元年とあり、これら後世の縁起や編纂物では妙見宮の遷座年を確定できない。従って、以下では同時代の史料で確認していこう。

三嶋神社妙見宮の来歴に関しては次のような文書がある（一五三三号）。

【史料一】

（史料中の読点・傍注等は筆者による）

奉納之事

一、靈符神形 壹体

并二寄附状 八通

後陽成院 一軸

右之通拙者方へ為奉納譲り請申処、難致安置候二付、此度其御社へ亦々致奉納候所実正也、則拙者方右近方へ差遣シ候御酒

料金壹両貳式歩手前社へ御帰被成、慥ニ社納申候処、仍如件

白山社

宝暦四年

米川要人（印）

戌十月朔日

安芳（花押）

三嶋社神主

友田左京殿

「白山社」とは白山神社（現京都市中京区）であろうか。宝暦四年（一七五四）十月一日、白山社米川要人・安芳が三嶋神社神主友田左京へ「靈符神形壹体、并二寄附状八通、後陽成院一軸」を奉納したという。「靈符神形」とは妙見神像を意味すると考えられる（後出三三三号によれば「鎮宅靈符神与申奉者、仏者二而者妙見大菩薩」とある）。そして、「寄附状八通」は、上述した中世文書八通が相当すると考えられる。傍線部では、奉納物は「拙者方」（白山社）へ奉納として譲り受けたものであったが、安置致しがたくなり、このたび三嶋神社へ「亦々」奉納するということ、そして、白山社から「右近方」へ支払った「御酒料金壹両貳式歩」は「手前社」（白山社）へ返却され受納したこと、この二点の事柄が述べられている。「右近方」が三嶋神社神職であるか否か、また「亦々」は奉納か返納かなど、理解が難しい部分もある。本史料については、三嶋神社の妙見神像を調査された児島大輔氏の論考でも検討され、同神社への奉納・返納の事例として示唆的としつつ、この史料に表される「靈符神形」が現存の神像かどうかは定かではないとする¹²⁾。

そこで以下の史料をもって理解の一助にしたい。まず、「北辰妙見尊御縁記」（三三三三号）という三嶋神社妙見神像の縁起をみておこう。

この史料には宝暦十二年（一七六二）の年紀があり、作成年と考えられる。紙面の都合により全文の翻刻はさげ、末尾に注目してみよう。

【史料2】

（前略）然ルニ御尊形^{近里}ニ御座有しを、当社神主一度奉拝謝シ、其夜の夢ニ則御尊形の神宅^記有て、其方の社中ニ鎮座すへきとの給ふと夢さめぬ、夫々御尊形をこい請奉り当社ニ御鎮座成給ふ事宝暦四年戌十月廿四日也

^{（宝暦七年）}此度御社為造立令拝謝者也

（後略）

この史料によれば、妙見神像は傍線部「近里」に御座していたが、そこへ三嶋神社神主が拝謝したところ、三嶋神社内へ鎮座すべきとの神託を夢に見た。これが契機となり神像を請い受け、その鎮座は宝暦四年十月二十四日であった、ということである。この「近里」が前出の白山社なのだろうか。宝暦四年十月二十四日という日付は、先に述べた宝暦四年十月一日に奉納後【史料1】一五三号）、鎮座の祭事を齋行した時点と思われる。

もう一点の史料を検討しよう。一ヶ月遡って宝暦四年九月、三嶋神社神主友田左京がしたためた口上書である（一六九号）。「靈符神神形壺体」^{（等）}「願状奇附状九福」^{（福）}等六項目が書き上げられており、これはおそらく目録の控えであろうと思われる。

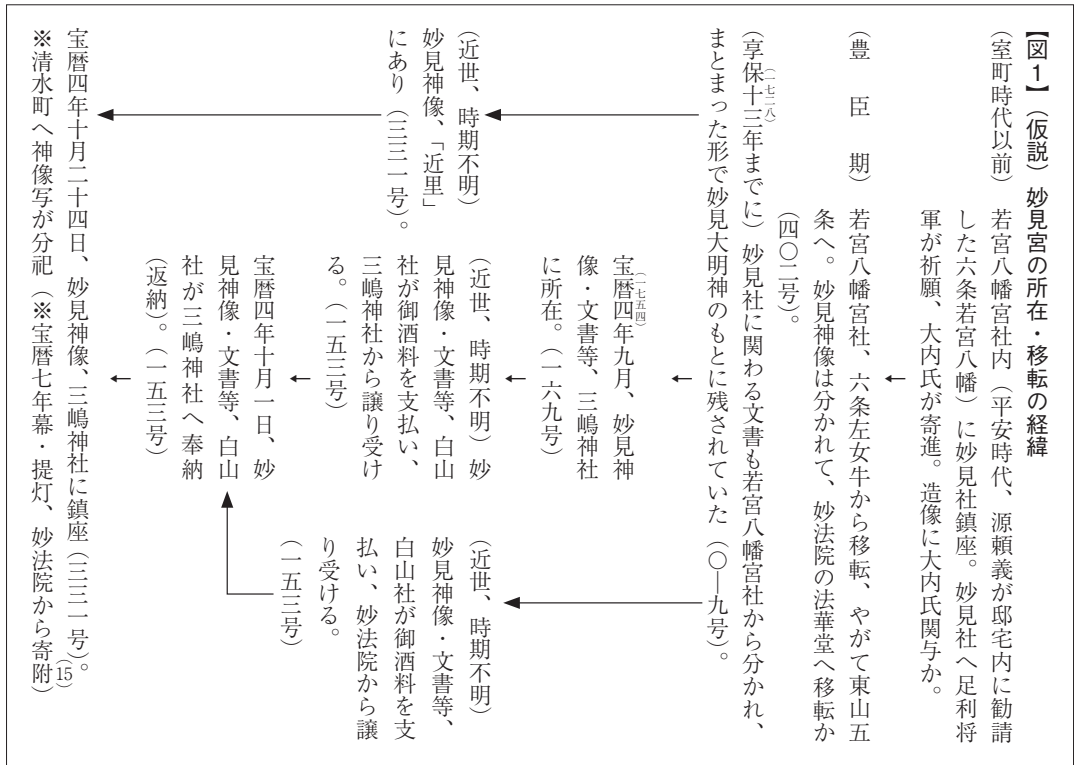
ここまで確認した事柄を仮説として次に示す。宝暦四年九月の時点で、妙見神像は三嶋神社に所在した可能性がある。その後、一旦は白山社へ奉納されたが三嶋神社へ奉納された（同年十月一日）。前述した「右近方」は未詳ながら、「亦々」という文言は返納を示すのだから

うか。なお、この後、宝暦七年（一七五七）十二月二日、三嶋神社神主友田左京は上馬町年寄・町中へ、同神社内に「靈符神仮家」の建設を申し入れ、承諾された。仮家については「町懸り」には頼まず、「私二分」にて対応することを約束している（一〇四八―七号）。そして宝暦十二年に至って社殿が完成したのである（【史料2】三三一号）。

しかし、今回紹介する「妙見記」五三〇五七丁目、万延元年（一八六〇）の記事には次のようにもある。京都・清水町では「当御殿」^{（妙法院）}から頂戴した「御写尊像」を鎮守していた（同五三三丁目）。しかも宝暦七年（一七五七）に妙法院から同町へ「菊御紋附御幕壺張、同御紋付提灯二張」の寄附があったという（同五三三丁目袋中文書）。そこで試しに『妙法院日次記』で宝暦年間を通覧したのだが、妙見宮関連らしき記事は見当たらない。

さらに『妙法院日次記』をめぐっていくと、享保十一年（一七二六）頃、および明和六年（一七六九）頃の記事に「松井右近」が登場する。^{（14）}妙法院家来と考えられるこの人物が、【史料1】の「右近方」に相当するかもしれない。そうすると、「北辰妙見大菩薩縁起」（前出四〇二号）の「御殿内法華堂」に奉納という記述を照らし合わせて、【史料1】の解釈の可能性は若干変わってくる。すなわち、以前、（妙法院から）白山社は「靈符神形」その他を譲り受け「御酒料金壺両式歩」を支払った。しかし、安置しがたくなり、（妙法院ではなく）三嶋神社へ奉納、その際、「御酒料金壺両式歩」は「右近方」（妙法院家来松井右近）から白山社へ返却済みである、となる。

『神社明細帳』に記載されていた天正元年の遷座を史料から確認す



ることはできなかった。しかし、【史料1】のような同時代の史料からは、白山社が妙見神像や文書の移転に関わっていたことが判明した。三嶋神社妙見宮の来歴は未知の部分が多くを占め、確定することは甚だ容易ではない。けれども、仮説を含めることを強調したうえで、話を粗々整理すると図1のようになろうか。

以上のように、三嶋神社妙見宮の神像と文書がセットで移転を繰り返してきたことが改めて確認できる。児島氏の指摘の通り、造像の経緯を示す史料は今のところ見いだせないが、こうした神像や文書の伝来の経緯から、ここまで提示した各史料の神像が同一、かつ現存のものである可能性は十分ありえることを指摘しておきたい。そして宝暦四年に三嶋神社へ安置されて以降の妙見宮の祭祀は、「私一分」で仮家の対応を行う旨が記された史料（前出一〇四八―七号・宝暦七年）から、三嶋神社単独で行っていたことがみとれるのである。

二、妙見宮の祭祀権明確化

嘉永二年（一八四九）九月二十五日、三嶋神社から京都東・西町奉行所・「御本所様」（妙法院）・雑色松尾左兵衛へ、妙見宮普請の願書と絵図が提出された（「妙見記」二丁目、以下丁数のみ漢数字・ゴチック体で記す）。次に挙げる「社用雜記巻」（四〇九号、安永二年（一七七三）〜元治元年（一八六四）の社務記録）から抜粋した記述からは、願書提出までの経過がうかがえる。

【史料3】

（嘉永元年一八四八）
六月廿五日

一、今晚、保貫妙見宮不思儀蒙靈夢候事

十月十八日廿五日迄

一、妙見宮為拜并宝物軸物諸人令為拜候事

十一月十五日

一、妙見宮火焚丸三講下組一乘講世話方取持之事

嘉永二酉年二月七月初午

一、妙見宮福引興行一乘講取持二而札数壹万余差出候事

同年五月

一、妙見宮拜所再建助成として、日掛ヶ講取結之事

同年九月廿五日

一、妙見宮拜所普請之儀、両町奉行所・御本所并松尾、右絵図面を以相届候事

但し、西掛り前(京都町奉行所)以内々木村与三郎殿へ内談有之候二付、即日相済之事

右の史料によれば、三嶋神社が京都町奉行所等へ普請願を提出する一年ほど前、「保貫」なる人物が妙見宮の霊夢をみたという。「保貫」は未詳であるが、时期的に賀茂保貫の可能性⁽¹⁶⁾がある。ただし、この人物と仮定して、三嶋神社との関係はよくわからない。霊夢後の記事では、参詣者へ宝物等の為拜、丸三講下組一乘講世話方の周旋で火焚、一乗講の周旋で福引きの興行が実施された。札数も「壹万余」とあるように、にぎわう様子が見てとれる。そして嘉永二年五月、妙見宮拜所再建助成のため、日掛ヶ講の結成に至る。

前章で指摘したように、妙見宮の祭祀は三嶋神社が行っていたと思われる。「妙見記」の記事や【史料3】からも、同神社の主導で普請が進められていることを確認できる。そして、大会講の結成や、他の講中の参詣状況・寄進等の信仰活動、嘉永三年(一八五〇)正月二十

七日条の「京都妙見宮三嶋大会講」という表記等(二〇一五)からは、三嶋神社妙見宮が広く信仰(妙見信仰)を集めていたことがわかる。

現存する「天明三卯(二七六)正月施主丸屋庄左衛門」の陰刻銘がある妙見宮厨子扉海老錠や水谷憬南(一八世紀の京都禅林で活躍した絵師)の厨子扉絵、享和二年(一八〇二)、願主奈良屋龍・兵助の名前が裏面に刻まれた妙見宮篇額(二二九四号)等もそれを物語っている。

一方、「家事雑記一」(二二七五号、天保二年(一八三一)〜明治三年(一八七〇)の社務記録)嘉永二年三月十三日条には、「旧年の妙見宮加護二依而当家再興之奇瑞」という記述、また男兒駒太郎出産の記事がみられる。三嶋神社では先に挙げた霊夢の例や出産などを妙見宮の加護と理解し、家の再興につながる吉祥と認識していたのだろう。

妙見宮拜所の普請は、嘉永二年九月二十八日手斧初(二)、嘉永三年(一八五〇)正月二五日立柱上棟組建(一一)、同年五月七日上棟祝儀(一六)、同年六月九日京都町奉行所と妙法院役人の立ち会い見分(一九)、以上のような工程で進められた。この期間、信者・講の参詣や寄進等の信仰活動を確認することができる。講員には立田川勝太郎等力士の名前も列挙されている(六・九)。しかし、嘉永五年(一八五二)五月、三嶋神社は組建取払いを京都町奉行所与力宛に伺い(二〇袋中文書)、工事は変更された。この背景には、嘉永三年三月一四日を境に(一五)、三嶋神社境内の妙見宮が妙法院の支配へ切り替わったことがあると考えられる。

「社用雑記巻」(前出四〇九号)の嘉永三年三月十四日条には、「一、妙見宮御殿御支配所与相成、諸国今年参講取結候而、追々参詣有之趣二付、丹波屋九兵衛定宿被仰付候事」という記述がある。つまり、妙

法院の意向により、妙見宮の祭祀権が明確化されたと考えられる。そして「諸国今年参講」が結成され、そのため参詣者増加見込みにつき、丹波屋九兵衛が定宿に任命されたのであった。「妙見記」嘉永三年三月一四日条（一五）ではさらに詳細がわかる。まず講の名称は「諸国参詣講」あるいは「諸国年参講」とある。ここから類推すると「諸国今年参講」も、おそらく同じ講の組織を示しているであろう。ちなみに、この講名は「年参講」という呼称が適切であるらしかった（後述）。仲介は丹波屋九兵衛が行い、講結成の旨を「御殿」（妙法院）が了承している様子である。その結果、講中は妙法院にて料理等の振る舞いを受け、木札・提灯を下付されている。妙法院から「御幕・御提灯」が奉納されたという記述があるが、これは丹波屋九兵衛が命じられた定宿に対するものかもしれない。

妙見宮の管轄変更や講の結成などの由来については、「妙見記」明治五年（一八七二）二月朔日条にある、友田重行が妙法院役者へ宛てた願書の写が参考になる（八四）。文面には「一、久遠山妙見堂之義者、去嘉永四辛亥年（嘉永三年の誤りか。※筆者註）御境内上馬町三嶋社内妙見宮御室御支配二相成、諸国信者年参講取結 御門室御益二茂可相成候訳二而追々繁栄」と記されており、妙法院にとっては「御益」となり「繁栄」をもたらしたという。確かに、例えば、安政四年（二八五七）三月十三日条には、上京の「永寿講」や「尾州御中講中」からの奉納金を「御殿」（妙法院）が受納している様子が見てとれる（三九）。また、時期は少し遡るが嘉永三年七月二十四日条では、「江戸上総下総講元中」が「御庭」を拝見している（二一）。これは妙法院の庭園であろう。また嘉永五年（一八五二）九月二十四日条では

「月参講中」が妙法院瑞竜殿にて祝酒を振る舞われ、宸殿の「御内仏」を拝見した（三二）。霊場への参詣者に対する妙法院での接待の実態がわかる。

妙見宮の新しい拝所は、嘉永五年三月四日に「御領（妙法院領）山日吉社地続東之方小松林之内」（現新日吉神宮の東か）に治定され（二六）、翌年五月六日、「三嶋社内妙見宮拝所」は移転され（三三）、本尊も移されたようである（二九）。建物は「御殿」（妙法院）の「元御内仏建物」が使用されたようだが、「寄進所」とあるので拝所とは別の建物の可能性もある（二七・二八）。新しい拝所の場所は「久遠山」と呼ばれており（三三）、正しくは「久遠山法華堂」であったよう（四五）、「洛東大仏御殿久遠山法華堂」という刷物の札が伝わる（二二一）。

拝所の移設は、講（年参講）の結成によって増加が見込まれる参詣者に対応するための措置を兼ねていたと考えられる。三嶋神社は渋谷通（馬町通）に面しているが、新拝所の想定位置は、同神社から南へ約三〇メートルほど離れた場所である。馬町からの参詣道は、信者からの希望で敷設されたが（三四）、街道・渋谷越（渋谷通・馬町通）から、新拝所への近道が必要とされたからではないだろうか。

新しい拝所の実質的管理は、妙法院から「掛り役」を任命された友田重行が従事した（前出明治五年願書写（八四））。重行の肩書きは、「大仏御殿妙見宮掛り」（七一）等と称していた。また、「御供所留主居」には重行の弟「友田右京」（友田重保・三嶋神社神主）¹⁹が命じられ御供米が支給された（三〇・八四）。安政六年（一八五九）貫月という人物が留主居であった頃には、「朝夕御経読誦題目修行」を行っ

ていたようだ(四四)。その後、明治三年(一八七〇)には「大順」という堂守が確認でき(七六・八四)、こうした管理体制が幕末(明治初期)にかけて維持されていたことがわかる。

ところで、留主居への給与支給の一方で、「掛り役」の友田重行に關しては、「余り御札料」や「福分」の受け取りの例は見られるもの(五九・七〇)、特に記されていない。「はじめに」でもふれたように、友田氏は妙法院を運営する家臣団組織の一員という側面があった。彼は天保二年(一八三一)、一六歳で家名相続し、妙法院から切米六石・扶持米二石四斗を支給され、「御近習御広間詰」を命じられた。その後、明治三年(一八七〇)まで種々の役目を任命されている。妙見宮の管理を命じられた嘉永六年(一八五三)頃には(八四)、嘉永三年七月に「大仏殿掛り」、嘉永五年十二月に「御修理方本役」を任じられた⁽²⁰⁾。こうしたことから、友田重行は、妙見宮の管理も他の役目同様に、妙法院家来として従事していたと考えられる。このように、嘉永三年を境にして妙見宮の祭祀権が明確化され、妙法院の指示のもとでの新たな管理体制へと推移したのだろう。

三、法華霊場としての妙見宮

前章では、講(年参講)の結成、丹波屋九兵衛(定宿)なる人物による妙法院への仲介等の事柄を史料から確認した。この講(年参講)は、「法華諸国霊場記」という案内記の編者であったと考えられる。これは嘉永五年正月に刊行されたもので、巡礼案内記としてよく知られた版本史料である⁽²¹⁾。その大きさは縦九・七cm、横二一・八cmで、五六丁から成り、身延山参詣や法華霊場の巡礼ルート・旅宿等が掲載さ

れている。末尾には「京都身延山年参構⁽²²⁾」という刊記の他、「発起湯浅廣宣堂謹誌」等々刊行関係者と思しき記載もある。この「法華諸国霊場記」の表紙見返し部分が注目される。次に掲げて見てみよう。

【史料4】

口演

- 一、身延山参詣御つれ誘ひ合せ不弁利二付、此度年参講と称し一結相催候、例年正月十九日洛東妙伝寺ニおゐてふり鬮仕、代参人数相定め三月五日出立仕候、御信心之御方様御加入可被成下候
- 一、為御報恩掛銭として一ヶ月二八銅ツ、御出銭可被下候、鬮当り代参之御方路用金式両ツ、相渡し可申候事
- 一、毎年三月五日晴雨ニか、ハらず出立仕候間、明六ツ迄二三条白川橋東南かど万屋方へ御来集可被下候、但し、御同道被成度御方ハ前以て御案内頼上候
- 一、定宿之儀者、京都よりミのぶ山并二伊豆かまくら江戸道、東ハ房州小ミなとまで、北ハ信州かい道筋越後をよび佐渡まで、西ハ能勢妙見山、南ハ大坂および泉州和気まで相極申置候、いづれも目印講札さし出し有之候間、御信心ニ御参詣可被遊候、以上
- 一条目からは、身延山(久遠寺。現山梨県に所在。日蓮宗総本山)参詣は、誘い合わせでは「不弁利」であるため年参講を結成したこと、その活動は、例年正月十九日、妙伝寺(現京都市左京区所在の妙伝寺か)にて「ふり鬮」を行い、代参人を決定して三月五日に出発するというもので、加入を募っている。二条目には積立金や路用金の捻出、三条目には集合場所の「万屋」を示す。「三条白川橋東南かど」には現在も東海道の道標が残る。そして四条目にあるように、各巡礼ル―

トの定宿には「目印講札」が掲げられているという。三条目にみえる「万屋」は、「法華諸国霊場記」一〇丁目定宿の項目に記載の「万屋亀吉」のことであろう。ただし、「休」と注記があるため（休憩所の意か）、旅宿ではないのだろうか。所在地は「三条白川橋東南」とあり、これも合致する。この定宿の項目内には「丹波や九兵衛」という名前も掲載されている。「法花一宗門」の宿（旅宿）で、所在地は「本国寺御門前」であった。この人物こそが、前章で紹介した、妙法院に講結成の取り次ぎをした人物、丹波屋九兵衛であると考えられる。

さらに、「法華諸国霊場記」二丁目にある次の部分をみてみよう。

【史料5】

口述

一、本化御弘通御霊場寺院等既に数千ヶ寺何れも其感応日々に新た也、殊更身延山妙法華院ハ序にも記すがごとく、取わけ最上の御霊場にして、諸人の能知り給ふ所なれば、大恩報謝且ハ参詣誘引の為、去る酉年年参を相催し同志の輩一千余人を一結し、年々登山怠慢なからしめぬ、猶道筋を心易くなさせんと、道中宿々の旅宿休息をさだめ、且又普く霊場参詣の便りにもと古く伝えたる参詣記を、今般増補なして法華諸国霊場記と題し開板す、願くハ永世広く流布せんことを、此余国々在々所々に寺院多しといへども、事繁がゆゑ略するもの也

日蓮宗の寺院は数多あるが、「身延山妙法華院」（久遠寺）は「最上の御霊場」であるとする。傍線部にあるように、「年参」（原本ルビは「としまわり」）結成の目的は「参詣誘引」で、同志（信者）は千人余りが集まったという。「去る酉年」とは刊行年から嘉永二年と推測さ

れ、この年に年参講が結成されたことを示唆する。そして道中の旅宿・休息所の整備も彼らが担ったことがわかる。これは前出「目印講札」の定宿揭示にも関連する。

ここまで検討してきたことをふまえると、前章で確認したように、丹波屋九兵衛の仲介や講結成の旨を妙法院が了承した場面があったが、その実態とは、こうした法華霊場に登録（及び定宿の専属契約）されることを了承するというものだったのではないだろうか。「法華諸国霊場記」八丁目の「平安山城御霊場順拜附河内摂津」という項目の巡礼ルートでは、「妙見宮鎮座」は「大仏半り」の場所とされ、その名称は「久遠山法華堂」と掲載されている。この名は前章で確認した、妙見宮の新拜所の名称「久遠山法華堂」と合致する。また、「大仏御殿妙法院宮」から「御首題出る」とある。首題とは、日蓮宗で法華経の表題に「南無」の二字を加えた、「南無妙法蓮華経」の題目のことである。²⁴「出る」とあるのは揮毫もしくは札の配布を意味するのであろうか。首題の揮毫は法華信仰独特の信仰活動であったとされている。²⁵しかし、年参講が法華霊場の相談を持ちかける場合、前章で確認した祭祀の実態に鑑みれば、本来的には三嶋神社へすべきではなかったかと思料する。なぜ三嶋神社の妙見宮が選ばれたのか、また、妙法院が妙見宮の支配を全面的に打ち出した目的についてもよくわからない。類例検討には、岩倉実相院（證光寺）の朝日山妙見が参考になるだろうか。当寺では、弘化年間頃から流行仏化を企図し、寺門の繁栄と発展を企画したのだという。²⁶

一方、「法華諸国霊場記」裏表紙見返しには、「法華宗諸本山御用所」と称する京都市中の町人（商人）が掲載されている（表参照）。

【表】「法華諸国霊場記」にみえる弘通所と御用所一覧

御霊場記弘通所		法華宗諸本山御用所		
1	江戸日本橋一丁目	須原や茂兵衛	京東洞院三条上ル	書林平楽寺村上勘兵衛
2	同南伝馬町	松葉や久兵衛	同四条新町東へ入	表具師廣宣堂近江や栄助
3	同堀ノ内かいとう	讚喜庵	同三条富小路角	仏師如水庵石見源七
4	大坂心齋橋安土町	加賀や善蔵	同五条烏丸東へ入	委皆□（上カ）下所みのや清助
5	同九之介ばし一丁目	墨や甚右衛門	同寺町四条上ル二丁目	珠数所美濃や平右衛門
6	同道頓堀自安寺前	太晃堂	同衣棚三条上ル一丁目	法衣所千切や覚兵衛
7	摂州能勢妙見山	米や丈介／同珠数や店	同二丁目	同大塚や長兵衛
8	尾州なごや本町六丁目	永楽や東四郎	同松原新町西へ入	同大菱や太兵衛
9	伊賀上の東坂	越後や忠兵衛	同五条烏丸角	同若狭や善三郎
10	越前福井呉服町	鷹や与兵衛	同松原富小路東へ入	扇子所天谷勇蔵
11	越後頸城郡梶村	野田長蔵	同五条高倉東へ入	袋物所丹波や伊兵衛
12	讃州高松通町	三栄や久兵衛	同綾小路高くら西へ入	堅地塗師松や清兵衛
13	芸州広嶋塚本丁	栗田や忠兵衛	同高辻富小路角	同小道具所松や清兵衛
14	筑後柳川	梅や定次郎	同富小路二条下ル丁	江戸身延山飛脚所江戸や安右衛門
15	[] 京町	[] 繁助		

* 「法華諸国霊場記」（裏表紙見返し部分）より作成（天理大学附属天理図書館蔵188-8-133）。

* □及び [] は破損等につき未読。

妙法院へ年参講を仲介した丹波屋九兵衛（定宿）を含め、こうした面々が中心となり、年参講は結成・組織されたと考えられる。この裏表紙見返し部分には、「御霊場記弘通所」と題し、江戸日本橋の「須原や茂兵衛」、大坂心齋橋の「加賀や善蔵」、尾州の「永楽や東四郎」などの名前も掲載されている。⁽²⁷⁾ これらは書店の列挙であろう。全国的な書店の連携がうかがえ、広範囲に案内本「法華諸国霊場記」が伝播したと考えられる（表参照）。

出版にかんしては「妙見記」において何例か散見されるが、例えば、嘉永五年三月五日条では、江戸飯倉町の町人が「念仏如教抄開板」の件を願出たことで、「丹丸」と「村上」の両名が手紙を（おそらくこの町人宛に）送っている（二七）。前者は丹波屋九兵衛で、後者は村上勘兵衛（書林平楽寺）であろう。村上は「法華諸国霊場記」にも名前を連ねている（表参照）。また、妙見宮の堂舎と茶所修復助成のため、「久遠山蔵板」として「唐詩選小本開板」を本屋小兵衛等が願出ている（六二〜六四）。

妙見宮「掛り役」としての友田重行の仕事には、諸国霊場の参詣に立する参詣者に携帯させる文書の作成もあったようである。この文書は、妙見宮へ以前参詣した後の「無音」を「不束」とし、今後の参詣を催促する文言も盛り込まれている。おそらく年参の参詣者に、行き先の霊場にて「外之信者講中」へ披見させたのではなからうか（四一・四二）。年参活動の実態が垣間見え興味深い。巡礼者の信仰活動⁽²⁸⁾によって、法華霊場がお互いに運営し合っている様子が看取できる。この他、妙見宮の偽御影が発覚した際に、板木取り上げの対応もしている（四八）。

また、新規結成された巡礼の講が希望し、京都町人が「誘引」して、妙見宮へ参詣の運びとなったケースもあった。京都・西岡久我村の信者の講で、仲介者「高瀬七条上ル西村屋伊助」の誘引により参詣、「久遠山」（妙見宮）にて食事の接待を施し、貫月（留主居、前章参照）等が世話した。「当社妙見宮本尊并靈宝等為拝者候也」とあるのは、おそらく、現存する妙見神像と中世文書のことだと思われる。しかも、この後、久我村の信者の仲介で、「撰州上牧村近在并河内葛葉村近在、其外五十ヶ村程之処信者」が参詣に至っている。上久我村三国講からは石標や金百疋の奉納があった（四二・四三・四五〜四七）。

他方、妙見宮の新規勧請のケースでは、先方がどこの末寺であるか、領主・地頭役人は承知済みかなどの取り調べも実施されている。この時、指示を出している「山田氏」⁽²⁹⁾は、妙法院家来と思われる（七〇）。このように、三嶋神社妙見宮は、妙法院による祭祀権が明確化された後、新たな拝所も建設され、法華霊場という意義が加えられた。「妙見記」からは全国各地からの参詣が増加していく様子がわかる。京都・鶏冠井村（現向日市）の題目踊の面々が参向してきたこともあった（三一）。ただし、本稿で紹介した年参講の活動は、その一端に過ぎない。霊場との契約関係についても、他の類例を検討する必要がある。とはいえ、「妙見記」からは、こうした信仰活動と巡礼関連の商業事業が密接に関係していることがわかり興味深い。友田重行はそれらをマネージメントする立場にあったのである。

おわりに

「妙見記」は幕末〜明治初期の内容であるため、例えば、箱館開港に伴い「繁昌之地」への妙見宮勧請の相談といった世相を反映した記事もある。（六五・六六）。また、「家事雜記」⁽³⁰⁾（前出一二七五号）文久三年（一八六三）七月五日条では、御所警備のため吉川監物（経幹岩国藩主）が上京し、三嶋神社近隣の小松谷正林寺に投宿、藩中は友田家の四部屋を借り受けたという記述がある。この時、友田重行は宿泊中の小姓衆に「三嶋明神并妙見宮縁記」を見せ、京都代官小堀氏の信仰を受けている旨を添えて吉川監物へ祈祷の申し入れを行い、さらには、「妙見宮者防州大内家信仰之因縁ニ付是又御祈祷申上度旨」を申し入れている。この幕末の事例は、大内氏の妙見信仰という由緒が途絶えていないことを示している。やがて明治四年（一八七二）、妙見宮は大風にて「御堂」と「御供所」が大破し、「大仏殿北ノ方へ仮遷座」の後妙法院の手を離れ、「元之三嶋社内へ引移」となった（八四）。

三嶋神社の妙見神像や中世文書は流転し、信仰のかたちも変化しながら受け継がれてきた。その祭祀には時代ごとの世情が少なからず反映されていると思われる。法華霊場という新たな位置づけによって、妙法院が妙見宮祭祀の主導権を握り、大々的な資本投入へとつながった。その結果が、例えば、新しい拝所普請だったのである。こうした妙法院の行動は、法華霊場巡礼を行う人々、あるいは妙見信仰を持って幸せを希求する人々の心情を汲み、そうした時代の後押しに起因したものだったのかもしれない。三嶋神社の妙見宮が妙法院の妙見

宮として法華霊場の一つに位置づけられた後、妙法院の指示のもと、友田重行は様々な対応をこなしていく。このような転換は、日頃の〈門跡とその家来〉という主従関係が前提にあつてこそ実現したと考えられる。そして、明治初期、妙見宮が妙法院の手から離れることによつて法華霊場の色合いは徐々に消えていき、それ以前の妙見信仰に帰結していくのだろう。「妙見記」の内容は実に多彩であり、記述内容の一つ一つにテーマが含まれているように思う。近世京都を土台としつつ、全国的な妙見信仰の実態を考えるヒントがちりばめられた史料であるといえよう。

註

- (1) 京都府立大学文化遺産叢書第18集(東昇・水谷友紀編集、京都府立大学文学部歴史学科発行、二〇一九)。科学研究費「聖地・霊場の成立についての分野横断的比較研究」(研究代表者菱田哲郎、研究課題/領域番号18H00741基盤研究(B))の一部として刊行された。
- (2) 東昇「近世三嶋神社の信仰―三嶋明神・妙見宮・神使の鰻―」(註1所収、三三三―三三六頁)。
- (3) 『京都御役所向大概覚書』下巻二七頁(清文堂出版、一九八八)、『京都市の地名』(平凡社、一九七九)『馬町通』『上馬町・下馬町』『小松谷』『三島神社』『大仏廻り』の項、『京都大事典』(淡交社、一九八四)『馬町通』『渋谷谷』『小松谷』『三島神社』の項。拙稿「洛東渋谷越の世界―毛利家・鷹司家・大丸下村家がいた時代―」(『京都府立大学文学部歴史学科フィールド調査集報』第四号所収、二〇一八)。
- (4)(5) 梅田千尋「妙法院領における三嶋社と友田家」(註1所収、一九、二二、二七―二九頁)。
- (6) 『再撰花洛名勝図会』東山之部(下)一九〇頁(近世風俗・地誌

叢書第五卷、立命館大学図書館所蔵善本復刻叢書(第1期)、龍溪書舎、一九九六)。

(7) 『日本の神仏の辞典』「妙見」の項、北村行遠執筆(大修館書店、二〇〇一)、野村耀昌「近代における妙見信仰」(望月敏厚編『近代日本の法華仏教』所収第一篇第二節、平楽寺書店、一九六八)。

(8) 『神社明細帳』二、上・下京、三嶋神社の境内神社の項(京都府立京都学・歴史館配架)。なお、『京都坊目誌』(大正四年刊・一九一五)三四八頁「三島神社」の項では、「元六條左女牛八幡宮境内にありしが。天正十九年此に遷し。妙見宮と称す」等の説明がある(『新修京都叢書』第二卷所収、臨川書店、二〇〇六)。

(9) 註3『京都市の地名』「若宮八幡宮社」の項。

(10) 萩原大輔「三嶋神社文書(中世分)の翻刻と考察」(註1所収、五一―五五頁)。

(11) 児島大輔「三嶋神社妙見宮妙見神像について」(註1所収)。

(12) 註11児島論文五九頁。

(13) 第一二―一五(続群書類従完成会、一九九五―一九九九)。

(14) 第六、八七頁、第一六、二九〇頁等(続群書類従完成会、一九八九、二〇〇〇)。

(15) 清水町が述べている「当御殿」(妙法院)から幕等を頂戴した、という部分であるが、これは「妙見記」五三―五七丁目、万延元年(一八六〇)の記事にある。万延元年は、妙見宮の祭祀権が妙法院に明確化された嘉永三年(一八五〇)(第二章後述)よりも後のことであるため、「妙見記」でこうした表記になることは理解できる。おそらく、清水町の妙見社は宝暦年間頃に三嶋神社妙見宮から分祀されたと理解するのが今のところ妥当かと思われるも、かたや、宝暦年間(さらにはそれ以前)の妙法院での妙見宮祭祀という部分に関しては現時点では仮説に留まる。幕や提灯の寄附の話と合わせて、妙法院側の史料もふまえたうえで、今後の検討を要する。なお、清水町の妙見社は、法華霊場巡礼ルートに三嶋神社妙見宮が組み込まれる(第三章後述)以前からの、町人たちの妙見信仰が土台になっているのではないかと憶測している。

- (16) 主殿之介、捨千代、安房介（『神道大系』神社編八、賀茂、「賀茂社家系図」第十二保、五二四頁、神道大系編纂会、一九八四）。
- (17) 註11児島論文五八頁。
- (18) 立田川勝太郎は天保十年（一八三九）助頭取、同十一年頭取に昇格、弘化四年（一八四七）には勸進元を勤め、慶応四年（一八六八）まで名前が確認できるといふ（竹森章『京都・滋賀の相撲』二三五頁、一九九六）。
- (19) 註4梅田論文二八～二九頁。
- (20) 註4梅田論文二八頁。
- (21) 望月真澄『身延山參詣道を歩く』一二二頁「身延山參詣道に関する資料」（株式会社イーフォー、二〇一〇）、同「関西の法華霊場と法華信仰」一三四頁（『仏教芸術が創る世界』身延山大学教養選書IV所収（身延山大学仏教学部編、山喜房佛書林、二〇二〇）等で紹介されている。本稿では天理大学附属天理図書館蔵（一八八・八一～一三三）の史料を使用した。
- (22) この書誌データは天理大学附属天理図書館ホームページ（<https://www.rcl.gr.jp>）蔵書検索による書誌情報に基づく（二〇二〇年十一月現在）。
- (23) 『京都の道標』一〇頁。延宝六年（一六七八）の年紀があり、京都市内最古の道標とされる（出雲路敬直監修、精華女子高等学校地歴クラブ編、精華女子高等学校、一九六六）。
- (24) 『日本国語大辞典』（縮刷版）第五卷一〇五一頁「首題」の項、小学館、一九九七）。
- (25) 望月真澄「江戸庶民の身延山巡拝―法華信仰の形態を探る―」一四〇頁（『近世民衆宗教と旅』所収、幡鎌一弘編、法藏館、二〇一〇）。
- (26) 坂本勝成「上方の妙見信仰」六七・六八頁（『立正大学文学部論叢』第五八号、一九七七）。
- (27) 今田洋三『江戸の本屋さん』二〇七～二三九頁。二三〇～二三三頁にて地方書商との提携が紹介されている（平凡社、二〇〇九）。堀部正円「書肆・加賀屋善藏と日蓮聖人伝の出版」（『宗教研究』八

六卷四輯、二八六・二八七頁、二〇一三）。

- (28) 坂本勝成「京都の妙見信仰―洛陽二十八ヶ所開運妙見の場合―」で引用されている「許状」も類例ではないかと思われる（八一・八一三頁、『日蓮教団の諸問題』所収、宮崎英修先生古稀記念論文集刊行会編、平楽寺書店、一九八三）。

- (29) 山田弘澄あるいは同成澄かと推測される（『地下家伝』中、一五四七～一五四八頁、正宗敦夫編、自治日報社、一九六八）。

- (30) 『藩史大事典』第六卷中国・四国編、三三四頁（木村礎・藤野保・村上直編、雄山閣、一九九〇）。

- (31) 「法華諸国霊場記図絵並二定宿付」（明治一五年（一八八二）刊、乙葉俊次郎編、村上勘兵衛出版、国立国会図書館デジタルコレクション）によれば、京都東山界隈の霊場は「三年坂一心庵」「清水坂日体寺大漸寺」「鳥辺山／大仏へ五丁／智積院と云／妙見堂」が列記されているものの、妙法院・三嶋神社の妙見宮は掲載されていない。

【謝辞】 本稿の作成にあたっては、三嶋神社宮司友田重臣氏、京都市歴史資料館主任研究員宇野日出生氏、および天理大学附属天理図書館の担当者のかたに大変御世話になりました。ありがとうございます。

【付記】

三嶋神社文書調査の始まりは、一九九八年頃、三嶋神社の依頼により、京都女子大学古文書研究会が着手したことによる。調査には文学部史学科の学部生や大学院生等の希望者が参加し、学生等によって自発的に取り組まれた。今回付記として、私が当研究会に参加した一九九八～二〇〇二年頃を中心に、当研究会で行った調査や諸活動内容を、自分の経験に即して、簡潔に記録しておきたい。

私が初めて古文書研究会に参加したのは、一九九八年の夏休み、二日間ほどの大学院生主催の古文書講座がきっかけである。私は文学部

史学科三回生の学生で、ちょうど四月から古文書学の授業も始まっていた。授業も面白かったので、研究会に「(なんとなく)行ってみようかな」くらいの軽い気持ちで、チラシを手に、当時丁校舎三階にあった院生研究室を訪ねたのが始まりだったと記憶している。

この夏休みの講座は楽しかった。先輩からくずし字や読み方の基礎を教わるのができたからである。私は後期以降も研究会に参加した。その頃、古文書研究会では八田家文書の調査をしていたため、『博物館学年報』第五号参照、京都女子大学博物館学芸員課程編集発行、一九九九)、研究会ではこの文書群の史料をテキストにしていたと思う。原稿用紙に翻刻↓先輩に読み合わせをしてもらう↓わからない文字が出てきた↓ヒントをもらってくずし字の辞書を引いて確認、を繰り返した。やがて、三嶋神社文書の調査が始まる。

三嶋神社文書の調査が始まると、古文書を順に借用し、院生研究室(丁校舎一階)へと搬入した。私は博士前期課程一回生になっていた。先輩に教わりながら、古文書一点ごとの調査カード記入、分量や形態等の記録、マイクログラメラでの写真撮影等一連の調査の流れ及び史料(文化財)の扱い方等々をこの時経験した。調査活動には図書館分館(当時)の地下学習室も使用した。この頃の参加者は、院生等を中心に、史学科の学部生や一時国文科の学部生も参加した。また、先輩を通じて学外の研究会で知り合いになった、他大学史学科の院生やアメリカからの留学生が参加してくれたこともあった。普段の活動は、学部生との古文書読み合わせや古文書調査が主であったが、夏休みには古文書講座(古文書の様式論やくずし字の読み方、調査手法等)、その他現地見学会も実施した。地名辞典をコピーして切り貼りしたレジューメと地図を携え、大学周辺の史跡を見て歩いた。

古文書研究会を通して私が学んだことといえば、くずし字を読む訓練や調査のやり方だけではなかった。たとえば、わからない文字が出てきても、前後の意味から考えてみると読める時があるので、内容を理解することが大事であること、そして、文字にかかわらず、何かわからない事柄に出会ったときは、すぐに誰かに答えを聞こうとせず、まず、どうやって調べたら良いか、その方法を考えること、さらに、

物事を論理的に考えそれを一般化するという物事の考え方、このようなことを教わった。

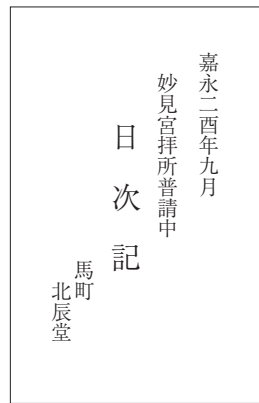
勿論、研究会はその時参加したい人が参加するだけの組織であるため、やってくる人もそれぞれである。それゆえ、三嶋神社文書調査を、研究会として最後までやり遂げることは難しかった。しかし、所蔵者様や関係者様のご理解やご協力のもと、原文書を借りだして、学生の一研究会で調査を行ったことは貴重な体験となった。

凡 例

- 一、翻刻にさいしては、なるべく原本の体裁をとどめることを原則としたが、印刷の都合上、一部改めた場合もある。
- 一、原則として、異体字・旧字は現行の自体に、変体仮名は現行仮名に改めた。但し、江（え）、而（て）、与（と）、者（は）か（より）等は、そのままに記した。合字の「シテ」は展開させた。また、文中に読点（、）および並列点（・）を適宜加えた。
- 一、原本の丁替わりを示すため、該当箇所を付し、丁初行の文頭にアラビア数字にて丁数を記した。
- 一、本文以外の部分、挟込文書、袋中文書等がある場合は、各丁の丁初めに*印と番号を付し、翻刻は末尾にまとめて翻刻した。（表紙については□で示した。
- 一、傍注については、参考を提示する場合は、該当部分の右に、それぞれ（ ）でその旨を示した。
- 一、意味が通じにくいが原本のままとしたものは（ママ）、原本の文字に疑問がある場合は（カ）と注記した。
- 一、虫損や汚損等によって文字が判読できない場合は、字数が判明するものについては字数分を□で、不明の場合は「 」で示した。
- 一、原本に文字の変更がある場合、塗抹による抹消は元の文字に見消を付し、変更後の文字を右に記した。また、重ね書きの場合は、元の文字の右に変更後の文字を記した。

【三嶋神社文書 四〇六号】

(1) (表紙)



(25.0cm × 17.2cm)

(2) 九月廿五日

- 一、西御奉行所江普請願之儀、願書絵図面を以御届申上候事、尤、東御奉行所并御本所様・松尾左兵衛殿、右四ヶ所御届願書差出候事
西組与力目附方下田耕助殿・同心山内倉三郎殿へ、前以木村与三郎殿分内々普請願之義案文を以内談有之候事
 - 一、大工安左衛門分中井小膳様へ絵図面願書を以相届候事
 - 一、西掛与力同心江金百足ツ、相遣り候事、筆工竹内金二郎へ筆料金百足相遣し候事 一、地方中村文吾殿へ酒式升相遣候事
 - 一、安左衛門分中井役人江挨拶
- 九月廿八日
- 一、此日吉日ニ付手斧初相催候事、大工棟梁安左衛門 下方式人 祝儀三匁 同式匁ツ、
手伝左兵衛 同式匁
 - 一、参詣之輩左之通
金屋万助 伊丹屋弥助 津国屋小三郎 豊屋源七 鏝屋善五郎
伊勢屋伊兵衛 庄吉

一、此度講中取結二付、大会講卜取極候事

右講中カ金百疋奉納之事」

史

(3)十月六日 午ノ日

一、参詣之輩 若狭屋安兵衛 金屋万助 伊丹屋弥助 太鼓ワク奉納

豊屋源七 鏑屋儀吉 金物屋茂兵衛 同道式人

八日

一、御影講々元高儀屋喜兵衛方へ、御火焚之節参詣之儀相頼ニ罷出

候事、右京 金屋万助 同道也

一、来ル十一月十二日御火焚ニ相定メ、御供米袋・板木拵候事

一、町内へ普請ニ付図面一札差出候事

一、大工小屋手伝左兵衛へ申付候事 十三坪 壱坪ニ付壱貫弍百文

十日

一、大工安左衛門へ材木代之内銀弍百匁相渡候事

十一日

一、日掛取集メ、万助・源吉相廻り候事

十四日・十五日

一、御火焚御供米袋諸講中へ相配り候事

但し、委細別記ニ有、五百枚カ

十八日 午ノ日

一、参詣之輩 金物屋茂兵衛 神崎屋治兵衛 繪具屋卯兵衛 兩人カ太鼓台寄附也」

(4)尾張屋伊八金弍朱奉納 但し、鏑屋善五郎死去ニ付講中参詣無之事

晦日 午之日

一、参詣之輩、丹後屋金兵衛・井筒屋徳兵衛・金物屋万介・丹伊屋・大嶋屋権吉

十一月

一、二日 大会講名前取きめニ付、同道之輩

金屋万介・伊丹屋弥介・大嶋屋捨吉・右京

一、七日 大工安左衛門材木代之内銀三百匁相渡し候事

一、手伝佐兵衛小屋代之内錢十貫文相渡し候事

十二月廿九日

一、六百目、大工安左衛門渡ス

一、壱両、手伝佐兵衛渡ス」

(5)嘉永三年戊正月元日 午ノ日

一、御膳、御鏡餅、御酒、例年之通献備之事

一、大嶋屋捨吉カ御鏡餅壱重献備之事

四日

一、大工清兵衛手斧初メ来ル 一、手伝左兵衛大工小屋材木取入之

五日

事

一、手伝左兵衛大工小屋取払之事

六日

一、旧拝所、居宅北ノ小屋西ノ方江取付引拵之事

五日

一、講中一同江年始之祝酒・鏡開相催し候ニ付、参詣有之候様前日

廻状を以相招候輩左之通

新年之御慶日出度申納候、各様愈御安康被成御超歳珍重之御儀奉

賀候、然者当社妙見宮御鏡開二付、龜末之祝酒差上申上度奉存候
 間、乍御苦勞来ル五日午之刻早々御参詣可被下様偏ニ奉希上候、
 先者此段申上度如此御座候、恐々謹言」

(6) 正月日

馬町
 北辰堂
 友田右京

次第不同

立田川勝太郎様
 藤屋岩次郎様
 菊ヶ浜源助様不参
 依屋おあい様
 京屋文助様不参
 依屋庄吉様
 大垣屋龜右衛門様不参
 藤屋おしも様
 木屋寅吉様
 十文字屋おかね様
 近江屋鉄五郎様不参
 河内屋政吉様不参
 尾張屋伊八様
 依屋仙吉様
 天王寺屋彦左衛門様
 備前屋勘兵衛様
 松屋喜兵衛様不参
 紅屋市右衛門様
 山城屋与兵衛様不参
 大坂屋儀兵衛様
 万屋平兵衛様
 津国屋小三郎様
 木屋才八様不参
 伊丹屋弥助様
 八百屋卯兵衛様
 金物屋茂兵衛様不参
 大黒屋伝吉様不参
 神崎屋治兵衛様不参
 土佐屋又兵衛様不参
 丹後屋金兵衛様同
 松屋藤七様
 津国屋弥兵衛様同
 中嶋屋文右衛門様
 津国屋吉兵衛様同

刀屋金助様不参
 (7) 鳥屋善兵衛様同
 豊屋源七様同

鍵屋嘉助様同」

月参御講中様同

山形屋安兵衛様同

伊勢屋伊兵衛様

丸屋卯兵衛様同

若狭屋安兵衛様

袋屋伊右衛門様同

樽屋治兵衛様不参

丸屋吉兵衛様

鋸屋磯吉様

若狭屋平兵衛様不参

松屋平兵衛様不参

昆布屋八兵衛様同

龜屋松之助様同

若駒宗吉様同

伊賀屋与吉様同

井筒屋利兵衛様同

大嶋屋捨吉様

紋屋五兵衛様同

近江屋喜介様不参

加藤子お龍様不参

分銅屋喜兵衛様同

出屋敷屋善兵衛様不参

近江屋仁七様同

和泉屋仙吉様

ノ六十六人

内二十六人出席
 外二十人斗付添
 四十人不参

献立

一、吸物 すまし
 はまくり

向付
 一、取肴

切すし三切ッ、
 かまほこ三切
 たこ三切
 晴くわい苧ッ
 みかん輪切
 巻玉子二切
 紅生か少し」

(8) 二鉢二出ス

一、鉢肴ぶり

三日大こん

一、ぬた物

すみそ

取貝
赤大こん

一、ひたし物

新菊
ふりけし

一、於当席来ル初午福引之披露札渡シ相頼候事

講中銘々百枚ツ、受取、凡三千余り出ス

一、金貳百足除厄講信者中（奉納）之奉納之事「但シ、講元若狭屋安兵衛より受取」

七日

一、塗屋東ノ方江四尺斗引移、柱式尺斗根継候二付、今日（御本尊）神楽所江御飯座、其後古拜所之内陣江御飯座之事

正月十日（今）十七日迄

一、本堂塗屋東ノ方江引直し、式尺余り突上ケ柱根次致し候事

十四日

一、上馬町・下馬町家持之方江福引札相頼遣し候事

壹軒二付百枚ツ、但し、相招神酒差出可申之処町内（今）断二付、

かまほこ壹枚ツ、進物ニいたし候事

上馬町

升屋喜兵衛

若松屋五郎助

高嶋屋儀兵衛

大津屋伊兵衛

奈良屋嘉七

近江屋太兵衛

能登屋長四郎

近江屋嘉助

下馬町

大津屋重兵衛

木屋定次郎

高松屋仁兵衛

沢屋亀次郎

大坂屋栄吉

(9) 十五日

一、正五九御祈禱日二付御開帳講中参詣、日掛ケ加入之輩江赤飯・

にしめ差出候事

廿四日

一、此度大会講取結二付、厄除講中組合二而双林寺閑阿弥ニおひて集会有之候事、但し、講元若狭屋安兵衛・木屋寅吉（今）廻状差出し

候事

口演

春寒之節各様愈御安康珍重奉賀候、然者明廿四日於双林寺閑阿弥厄除講并二大会講集会相催度奉存候間、乍御苦勞正午之刻御出席可被下候、此段申上度如斯御座候、以上

正月廿三日

木屋寅吉

若狭屋安兵衛

次第不同

立田川勝太郎様

藤屋おしも様

若駒宗吉様

山城屋与兵衛様

菊ヶ浜源助様

土佐屋又兵衛様

京屋文助様

大黒屋伝吉様

上組御講中様

八百屋卯兵衛様

(10) 松屋藤七様

刀屋金助様

尾張屋伊八様

中嶋屋文右衛門様

万屋平兵衛様

大和屋小平次様

木屋才八様

紅屋市右衛門様

松屋喜兵衛様

亀屋松之助様

藤屋岩次郎様

丸屋卯兵衛様

天王寺屋彦左衛門様

若狭屋平兵衛様

俵屋仙吉様

伊賀屋与吉様

俵屋おあい様

大嶋屋捨吉様

備前屋甚左衛門様

津国屋小三郎様

備前屋勘兵衛様

伊丹屋弥助様

丹波屋金兵衛様

紋屋五兵衛様

井筒屋徳兵衛様

但し、外二壺通厄除講中斗廻状立田川初メ紅屋

丸屋吉兵衛様

市兵衛迄連名ニ而相認、両通ニ而万助持参之事、

豊屋源七様

右之願満講中大会講加入之儀断之由ニ付、別紙

伊勢屋伊兵衛様

ニ相成候趣也

銚屋儀吉様

金屋万助様

一、当日金式百疋、為酒料当家右京持参之事

一、

(11) 廿五日 午ノ日

一、立柱上棟組建之事、但し、上棟之式後日相祝候事

一、釘金物類河内屋源兵衛江申付、凡惣メ式百五拾目斗

一、檜皮師九兵衛土居葺式寸五分足ニ而、壱坪ニ付五匁葺、凡十六

坪斗、^{代与八}八拾匁増し

一、大工安左衛門へ金壺両相渡ス 一、石屋兵助へ金式歩相渡ス

一、柱石八ツ代三十四匁、山科分買上ヶ左助取次直払

廿七日

一、大会講信者名前書相改候事

京都

三嶋 妙見宮

大会講 信者 中

錦小路麩屋町東へ入南側

(12) 蛸薬師高倉西へ入北側

綾小路堺町北西角

舟頭町

小川六角下ル西側

四条寺町西へ入北側

二条川東仁王門通新高倉東へ入南側

五条坂八幡前東へ入南側

五条坂八幡前通音羽橋南西角

同所南東角

小川三条下ル東側

(13) 同六角下ル東側

蛸薬師室町西へ入南側

綾小路富小路西へ入南側

御幸町仏光寺上ル西側

五条坂八幡前東へ入南側

立田川勝太郎

若駒宗吉

菊ヶ浜源助

尾張屋伊八

松屋藤七

万屋平兵衛

木屋才八

龜屋松之助

丸屋卯兵衛

若狭屋平兵衛

紅屋市右衛門

大和屋小平次

中嶋屋文右衛門

刀屋金助

紋屋五兵衛

大嶋屋捨吉

大嶋屋捨吉

大嶋屋捨吉

大嶋屋捨吉

大嶋屋捨吉

大嶋屋捨吉

大嶋屋捨吉

大嶋屋捨吉

大嶋屋捨吉

大嶋屋捨吉

大嶋屋捨吉

大嶋屋捨吉

大嶋屋捨吉

大嶋屋捨吉

大嶋屋捨吉

同所

伊賀屋与吉

上

近江屋鉄五郎

同

京屋常次郎

西石垣四条上ル東側

松屋喜右衛門

四条道場境内

備前屋熊吉

祇園町北側

福田国八

(14)大仏塗師屋町七条上ル西側

伊勢屋伊兵衛

四条柳馬場西へ入南側

丹波屋金兵衛

油小路蛸薬師上ル東側

越後屋太兵衛

油小路蛸薬師北東角

升屋治兵衛

仏光寺室町西へ入南側ろうし

河内屋喜兵衛

錦小路麩屋町西へ入南側

津国屋小三郎

柿町新宮川町西南角

伊丹屋弥助

七条通伏見海道東へ入南側

若狭屋安兵衛

講 高倉綾小路下ル西側

木屋寅吉

元

京屋文助

上

金屋万助

惣代

(15)右之通相改講中家別ニ記シ有之候事

二月七日初午

一、福引当日札数凡壹万式千斗、寄銭九拾貫文余り、無滞相濟候事、

委細別帳有之

八日

一、講中参詣、福引当り物諸方へ配り廻り候事

九日

一、同断

三月十四日

一、丹波屋九兵衛取次ニ而、諸国参詣講取結方之儀

御殿御聞濟被為在候事

但し、委細別記有之

一、御殿御幕・御提灯御奉納ニ相成候事

一、諸国年参講中 御殿ニおひて御料理被下并御盃・御菓子等被下、

木札・御提灯御渡しニ相成候事

(16)四月六日 七日 八日

一、三ヶ日、光雲院師講釈説法相催候事

若狭屋安兵衛

伊勢屋伊兵衛

金屋万助

伊丹屋弥助

津国屋小三郎

昆布屋八兵衛

八百屋喜助

万屋平兵衛

紋屋五兵衛

大嶋屋捨吉

右世話方参詣、六日廿人参り 七日雨天十四五人 八日四十人余り

八日

一、午ノ日ニ付御膳献備之事

四月廿六日

一、元大会講中御礼参 殿、御料理・御菓子・御盃頂戴仕候ニ付、

為御礼金千疋上納仕候事

四月廿八日

一、日掛ケ集、伊丹屋弥助・伊勢屋伊兵衛・右京同道ニ而相廻り候

事

五月七日

一、吉日ニ付上棟之祝儀取行候事、先日大工方下拵有之

(17) 備物左之通

一、鏡餅紅白壹重ツ、三組

一、干てん 紅白 五十本

一、か□ 三合

一、牛房 壹わ

一、神酒 貳対

一、洗米

一、千紙 赤紙 五枚
黄紙 五枚
青紙 五枚

一、弓矢 槌 二組

幣料
一、大奉書 十五枚

一、幣 大三本
小五本

幣料
一、大奉書 十五枚

小幣料
一、小奉書 三十枚

備物用

一、水引 三十わ

一、あらこも 七枚

一、酒木綿 壹反

一、日ノ丸扇 四本

一、あらし 卅目

一、長柄挑子加共 拝借

大工手伝江祝儀左之通

一、金五拾疋 棟梁安左衛門

一、銀三匁ツ、清兵衛
安兵衛
和三郎

(18) 一、錢貳百文ツ、大工
手伝頭、下方五人

一、銀壹匁 左兵衛 一、錢貳百文ツ、手伝下方 四人

金貳朱分

銀十三匁三分

一、大工方へ壹汁三菜ニ而夕飯遣ス

錢□貫八百文

一、祝酒五升作事方へ講中へ遣ス

一、重組 貳組 取肴 鉢肴 ひたし

一、講中江八寸重箱三重 取肴 外二
鉢肴 吸物 鉢肴
ひたし

一、まき餅 五十 一、赤飯 五升

一、饅頭 五十

一、にしめ こんにやく十五丁
ふき 貳わ
やき豆 貳十丁

一、同式匁

一、同式匁

一、同式匁

一、同式匁

諸入用凡

十貫文

(19) 六月九日

一、東西御奉行所并御本所地方立合見分無滞相濟候事

右ニ付、礼録左之通

一、金百疋 掛り西 三浦諦次郎様

一、同百疋 同同心 太田儀兵衛様

一、同百疋 東 田中寛次郎様

一、同五拾疋 東同心 山下郡助様

一、銀三匁 不参 松尾左兵衛様

一、同三匁 出役 津田安之進様

一、同四匁三分 筆工 竹内金二

一、同式匁 中座 与惣七

一、同式匁 地方 中村左内殿

一、同式匁 同 石野兵馬殿

(20) (*1) (*2)

金三步式朱分

銀十六匁三分

一、午之半刻比入来、北ノ御門前迄下馬町へ出迎候、当町内下馬町境迄出迎、右京門前迄出迎候、直様見分被致、去ル酉年九月普請願之通御許容ニ相成候処、今日見分相濟候趣掛り与力衆へ被相達候事

但し、拙宅座敷休足所相設置候処、神楽所ニ而休足ニ而直様被還候事

干菓子 式匁ツ、 東西与力 同心 津田 石野 六包
〔付巻〕 式匁「一」 包紙水引共
〔付巻〕 已後巻「一」

饅頭十ツ、 下方 東詣 十五人 地方老人 十六人前
 四人前用意

壹貫八百廿四文

一、両町年寄・五人組出迎会釈相頼候ニ付、夕刻酒肴差出候事

酒壹升・肴代三百文

四百八十文

一、棟梁代安左衛門見分ニ付下置、別段用向無之

一、翌日挨拶廻り、右京留主中ニ而代松五郎相頼遣事

(21) 七月十四日

一、江戸講中上総下総講元平塚源五郎・木村甚兵衛・糸屋治助・石川志津馬同道ニ而上京、為出迎大津迄松五郎・山方下男式人・丹波屋九兵衛同道ニ付罷出候事

但し、出迎祝酒入用金壹歩・酒式升 内 式朱 御殿へ出
 式朱 丹九へ出

酒式升当方

七月廿四日

一、江戸上総下総講元中御礼申上、妙見宮并ニ御書下ケ御定通相渡、御対顔畢而御料理御祝酒被下、御庭拜見被仰付候事

八月五日

一、右京関東へ帰京之事

九月十五日御祈禱日之処神事前混雑ニ付、来ル十月五日ニ相延引候事

右ニ付廻状大会講々元へ差出候事

十月五日

一、御祈禱御題目修行ニ付、参詣之輩左之通

若狭屋安兵衛 木屋寅吉 木屋才八 豊屋源七

(22)

升屋常次郎 大坂屋儀兵衛 北川信立 伊丹屋弥助

要石周太 金物屋茂兵衛 山城屋新兵衛 藤屋留吉

高木屋喜兵衛 紋屋五兵衛 若駒宗吉 立田川勝太郎

万屋平兵衛 伊勢屋伊兵衛 津国屋小三郎 尾張屋伊八

中嶋屋文右衛門 松屋喜兵衛 平野屋源兵衛 福田国八

刀屋金助 八百屋宇兵衛 八百屋辰之助 矢守清七

其外諸参詣人凡五十人斗

殊之外賑々敷御祈禱相務り候事

諸講中へ奉納物左之通 一、同金五拾疋 願満講

一、金五拾疋 日参講 惣へ金壹歩分

一、御膳料へ壹貫九百文 壹貫九百文

外二賽銭貳百文

一、諸人用左之通

一、米五升 一、酒壺斗五升 一、松茸四十本

湯まつ茸
鉢肴あしらい

一、豆腐^間七丁 一、ゆき豆腐三十 一、生おし三本 代四百文

一、ぶりご壺本 一、子いも二升 一、葉人じん三かこ代三十六文

一、醬油壺升五合 一、割木貳束 一、すみ壺^{枳カ} 一、らうそく五丁

(23)

惣ノ凡五貫五百文斗 差引 貳貫文足し
金貳百疋 講元兩人引請
御膳料納り 貳貫文余り

十一月十二日

一、例年之通火焚御祈禱相務候事

但し、当年米穀高直二付、赤飯盆盛にしめ・こんにやく
人しん
子茸

講中へ酒肴出ス、飯・水菜・揚豆ふ凡五十人分出ス

赤飯壺斗 酒貳斗六升 諸雑用 十貫文余り

白菜七升代三十四匁 代七貫貳百文 凡ノ廿貫六百文

納り方 金壺兩貳朱分 惣ノ十七貫貳百文 差引 三貫四百文不足

錢三貫文 米袋百三 凡三斗五升 代七貫文

米袋百三 凡三斗五升 代七貫文

戌七月

一、磬式ツ疊屋源七取次ニ而買上ケ、代金貳步直払

一、十四匁五分御簾壺掛ケ直払

一、

(24) 嘉永四年亥正月十二日

一、御祈禱題目講中一同參詣、諸人用三貫文

講元金貳步入

二月初午朔日

一、福引例年之通相催候事 納り五拾貫五百文

払高四十貫五百文

差引十貫文残り

三月前

一、神樂疊四帖半・御宝前疊六帖・祖師堂拜所疊三帖、疊屋源七寄

附二而表替相成候事

五月五日^{大目}

一、御祈禱題目修行大会講中・栄寿講中・大西講中

參詣奉納物 大会講金百疋 金五拾疋^{世福備也}

其外御膳料四貫文 六拾五匁

諸人用 五貫五百文 差引 壺貫文納り

十八日出来

一、香炉台壺基新造、世話方疊屋源七・津国屋弥助・伊七屋伊兵衛、

此度出来、山城屋卯兵衛細工ニ而代金貳兩ト六百文

右諸方信者ノ寄附相頼、其外夜修行等ニ而出来之積リ也」

(25) 九月十八日

一、御祈禱御題目上牧本澄寺參詣、大会講中・栄寿講、其外信者參

詣、奉納物講中ノ納り例之通

ノ五貫文 内四貫五百文 入用

残五百文 納り

十一月十二日

- 一、御火焚例年之通、御供米袋差出奉納、米袋四百五十、委細別記卷石五斗余有之

子年正月十八日

- 一、例年之通構中御祈禱題目修行奉納物

大会講中分金百疋 榮寿講中分金五拾疋

御せん料 壹貫七百文 四貫貳百五十文

内四貫文諸人用

二月七日初午

- 一、例年之通福引相催候事、納り高五十貫文余

内諸弘四十貫文 残十貫文内金壹兩

津弥へ返ス

(26) 三月四日

- 一、此度御領山日吉社地続東之方小松林之内十六間四面之地、妙見

宮御堂御建立之地面御治定、下見分岡本隼人殿・拙・八木清記

殿・棟梁代安左衛門召連、先取極り可申旨評席山田大藏卿様江相

伺候処、其辺可然様御沙汰二付決定仕候事

- 一、御堂地面棹印壹本松木二而切立候様安左衛門へ申付、柚弥助松

木切出候様申付候事

但し、松木二而細木二付、松之枯木有合取替申付ル

(図省略)

(27) 四日

- 一、堺構中万屋弥七与申者丹波屋九兵衛同道二而入来、則御山御場

所相見七申候処、弥御世話可申上様申居候二付、構中へ書下ヶ堺

北 南組御世話方土佐屋清兵衛・小西与七惣御世話方中へ、同所南組御世話方中へ、御規定書式通丹九へ相渡候事

五日

- 一、江戸飯倉町伊勢屋四兵衛(2)願出候念仏如教抄開板之儀二付、丹

九・村上兩名二而手紙差遣候事

八日

- 一、此度久遠山寄進所取建二付、御殿御内仏古建物引払、山役所二

組立二相成候趣大藏卿様分被仰出、大工安左衛門へ積り書差出可

申様岡本氏立合二而申付候事

九日

- 一、藏林寺へ日限勘考重行参向之処、来十五日地祭取掛り、同廿四

日御内仏取払、来月三日立柱上棟吉日取極り可申事

十日

- 一、昨日藏林寺勘問之趣、山田氏・岡本氏へ申入候事

一、棟梁代安左衛門へ右之趣申付候事

十二日

- 一、上牧本澄寺へ参詣、住持面会、其節三匁奉納、扇子老対送ル、

大坂構中兼而御世話可申上様申居候二付、弥此度御取懸り御座候

趣申入構中二も面会致し度趣二付、下坂致し龍空院・其外塚口屋

治兵衛等二も面会、是迄間違之筋も御座候へ共此度相改、御世話

(28) 可被下様頼入度旨申置有之引取申候事、十七日帰京

十五日

- 一、地祭金剛院殿御修法、其日畔歛取懸り地□し追々出来之事

十七日

一、重行大坂の帰京、御届申上大坂構中始末申上、当構中之存寄等
委細申上、追而御沙汰可被在七旨也

廿四日

一、元御内仏建物今日吉日ニ付取払之事

廿七日

一、久遠山役所柱立、吉日ニ付取掛り申候事

岡本・八木同道ニ而見分相濟候事

一、右ニ付当方々祝酒・重積持参之事 すし三種・肴壺瓢等

一、金五両安左衛門前借相願候事

四月二日午ノ日

一、久遠山御堂御普請御取掛りニ付内談、参集之輩左之通

岡本隼人殿 八木清記殿 丹波屋九兵衛 若狭屋安兵衛 村上勘兵衛

藤屋長七 松屋清兵衛 豊屋源七

伊七屋伊兵衛 津国屋弥助 井筒屋藤七

一、大構中信者へ寄附相頼候次第内談、凡取極り候事

一、右ニ付御殿々にしめ式重・すし等相廻り候事

(29)五月十四日

一、日吉社御神事ニ付、久遠山寄進所妙見宮仮本尊・祖師等内仏ニ

相祭、諸人参詣致させ候事

五月十八日

一、例年之通御祈禱日ニ付、大会構中・栄寿講中参詣、御殿々赤飯

七升・酒六升・にしめ三重相廻り候事、凡人數三十人斗

五月廿二日

一、山田氏ニ而久遠山一件取極り相談集会之事

此度本尊并拜所等御山江御引移りニ相成候ハ、可然哉ニ相談、粗
治定致候、拜所取払之儀、木村氏へ内談ニ明日参り可申積りニ相
極り候事

廿三日

一、木村与三郎殿江先達而内談申入候妙見宮拜所普請延引ニ付、前

拜共取払之儀内談申入候処、尚掛り役江頼談有之候様答候付、其

内帰宅後山田氏へ申入置候事

廿七日

一、木村々手紙を以過日申入置候返答、右拜所取片付置候ハ、其辺

差置可申様被申越候ニ付、尚又取払之上木材御殿御堂江御買上ケ

ニ相成候趣ニ付、内々此由申入置候事

(30)五月廿八日

一、此度久遠山役所右京江常勤被仰付老人扶持被下之、外ニ御供米

壺石ノ三石四斗被下候事

一、山役所附諸道具料金式両山田氏々御渡ニ相成候事

一、右京常詰宿番致候ニ付、夜分山方老人ツ、滞留之事

六月三日

一、午ノ日御膳等献備之事、いせ屋伊兵衛参詣、御酒出之

六月

十五日午ノ日

一、於山役所月参講中相招寄附等之儀示談候事

御殿々にしめ重積ニ而御酒被下也、参上之輩左之通

平野屋源兵衛 大文字屋忠八 山城屋卯兵衛 井筒屋藤七

豊屋源七 山城屋新兵衛 升屋治兵衛

掛り役 岡本隼人殿 八木清記殿 彈正 右京 対談之事

一、右月参講中月掛ケ相催御世話可申上様、翌十六日山役所へ申出候事、通板木相改早々頼二相廻り可申候事」

(31) 一、六月廿四日講中月「一」銅掛ケ三百枚通出来、今日下辺月参講

一同同道二而右京相廻り候事

一、七月十五日、鶏冠井村踊連中参向、役所二而休所、御宝前二而踊躍題目相務、畢而まん頭三百被下候事

一、久遠山用木并胴木用松木、藤嶋裏拝借地合二十四本切出ス

一、胴木不足二付、太平之上風折松木十本斗切出候事

子九月十五日

一、月参講中今月掛ケ加入之輩へ赤飯にしめ□き包にて差出、凡人数三百人余、御領山松茸狩内々御免二付、殊之外賑々敷参詣有之事

一、十八日雨天

一、正五九御祈禱例之通大会講中・栄寿講中・其外信者中参詣之事
右二付、松茸・すし・にしめこんにやくひたし物 凡三十人前

酒七升 代メ壹貫四百文 御殿合被下

奉納物 金壹歩式朱分 壹貫六百文」

(32) 廿四日

一、月参講中月掛ケ出精二付、於瑞竜殿御祝酒被下

参 殿之輩 平野屋源兵衛 山城屋宇兵衛

升屋伊兵衛 大文字屋忠兵衛

井筒屋藤七 山城屋新兵衛

近江屋新助 亀屋源七

八人

但し、宸殿御内仏拝見被仰付、畢而

今小路治部卿面会、後日御祝酒被下、掛り役中出会及挨拶候事」

(33) 丑五月六日

一、三嶋社内妙見宮拜所久遠山へ引移候取懸り候事

一、拝所惣取払、足木材并大工手間・手伝手間・左官手間

物メ壹貫目 内金三両 日掛ケ寄金之内安左衛門へ渡

又同五両 月参講中合取替払

メ八両

残五百目追而相渡候事

同七日

一、内陣廻り建出し、木材大工手間・手伝手間

物メ金八両式部

一、道ひらき土手へ芝植、其外桜・紅葉植付、入口門柱建前入用

メ金五両式部 内壹両式部 寄付分

残四両 友田扣分」

次号に続く